

## 宮崎市建設工事等の入札契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎市が発注する建設工事及び建築設計、建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント（以下「建設工事等」という。）の入札契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、建設工事等の入札契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 宮崎市職員定数条例（昭和24年条例第46号）第1条に規定する職員をいう。
- (2) 不当な情報提供要求 建設工事等の入札及び契約に係る次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。
  - ア 一般競争入札の入札参加申込者名又は数
  - イ 指名競争入札の指名業者名
  - ウ 予定価格
  - エ 最低制限価格
  - オ その他入札及び契約に関する秘密情報

(3) 不当な働きかけ 建設工事等の入札契約事務に関し、職員に公正を害する行為を要求することをいう。

(4) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

2 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求等に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して「不当な情報提供要求等記録簿」（様式第1号。以下「記録簿」という。）を作成する旨及び記録した内容を公表することがある旨を告知するものとする。

(記録及び報告)

第4条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、速やかに記録簿を作成し、所属長（当該職員の所属する課又は課に準ずる組織の長をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたとき又は前項に規定する要求等を自ら受け、記録簿を作成したときは、その内容を所属する部局の長に報告するとともに、契約課長、総務部長、副市長を経由して市長に報告するものとする。

3 所属長は、前項の規定により契約課長に報告する際は、記録簿の写しを提出するものとする。

(公表等)

第5条 市長は、前条による報告が不当な情報提供要求等と認められる場合は「不当な情報提供要求等一覧表」(様式第2号)により、随時公表するものとする。

2 市長は、前条による報告が不当な情報提供要求等に該当するか否かを宮崎市建設工事請負等指名業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)に諮り、決定することができる。

(必要な措置)

第6条 市長は、不当な情報提供要求等があったと認められる場合は、建設工事等の事務の適正な執行を確保するため、選定委員会に諮り、必要な措置を講じることができる。

2 前項に定める必要な措置とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 警察等関係機関又は公正取引委員会への通報
- (2) 宮崎市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止
- (3) その他、選定委員会において必要と判断された措置

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

不当な情報提供要求等記録簿

日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 頃 ~ 午前・午後 時 分 頃			
手段・場所等	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 手紙・はがき <input type="checkbox"/> その他 ( ) 場 所 ( )			
相手方	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	職 業 ・ 所 属			
不当な情報提供 要求又は働きか けの内容				
対応の内容				
備 考				
記録者	所 属			
	職 名		氏 名	

様式第2号（第5条関係）

不当な情報提供要求等一覧表

年 月 日

番号	不当な情報提供 要求等を受けた日	不当な情報提供等の内容	相手方	担当課

「宮崎市建設工事等の入札契約事務に関する不当な  
情報提供要求等対応要領」に基づく事務フロー図

